

序章 三郷市の概要



環境ポスターコンクール 河川環境賞 鷹野小学校 須賀 向日理 さん

序章 三郷市の概要

1 位置及び地勢

三郷市は、埼玉県の東南端に位置し、東部に江戸川、西部に中川、中央には大場川・第二大場川、南部に小合溜井がある水に囲まれた土地で南北に細長い地形である。都心から最近地点15キロメートル、最遠地点で24キロメートルにあり、東西は5.6キロメートル、南北は9.5キロメートルある。市内には、JR武蔵野線・つくばエクスプレスの鉄道と常磐自動車道・首都高速6号線・東京外環自動車道の高速道路網が整備されており、今後の発展が望まれているところである。

都心まで約20キロ圏内の立地から、戸建てや集合住宅による住宅系を中心に人口が急速に増加してきた。近年は、三郷インターチェンジと新三郷駅周辺に、大型商業施設や流通系の企業立地が盛んになっている。

面 積	最 長 距 離	
	東 西	南 北
30.22 k m ²	5.6km	9.5km

2 地形及び地質

地域の地形は低平にて殆ど高低なく、北より南に向かってわずかに低くなっている。

地質は関東平野の江戸川及び中川（古利根川）に沿った沖積平野に属し、江戸川対岸の東部は下総台地であるが、当地方の沖積層は、台地を河川が浸食し、奥東京湾を運搬堆積物で埋めながら形成されたもので、上層部は一般に軟弱地盤、深度30～50メートル位まで沖積層が続いている。

高 床	低 床
3.030（岩野木119）	1.332（谷中52）

単位 海拔（m）

3 人口及び世帯数

	世 帯	人 口
平成29年 4月 1日	61,490	139,413
平成30年 4月 1日	62,893	140,702
令和元年度 4月 1日	64,102	141,765
令和2年 4月 1日	65,195	142,591
令和3年 4月 1日	66,168	142,663

4 三郷市環境基本計画の概要

三郷市環境基本計画とは、「三郷市環境基本条例」に基づく計画であり、本市が行うべき環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための長期的な目標及び総合的な施策を体系的に示したものである。三郷市では、昭和50年6月に「三郷市公害防止条例」が制定され、この条例の趣旨を受け継ぎながら、平成13年6月には「三郷市環境基本条例」が制定された。また、「三郷市環境基本条例」に基づき、平成18年3月に「三郷市環境基本計画」を策定し、その後、当該計画の見直しを行い、平成25年3月に「三郷市環境基本計画後期計画」（以下、「後期計画」という。）を策定した。令和2年度においては、後期計画の計画期間終了に伴い、「第2次三郷市環境基本計画」（以下、「2次計画」という。）を策定した。2次計画は、環境行政や社会情勢の変化に適応した内容となっており、「地方公共団体地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「地域気候変動適応計画」を内包する内容となっている。

（1）望ましい環境像

三郷市の貴重な環境資源である「豊かな水と緑」は、心に潤いをもたらしてくれるかけがえのないものである。これらの水と緑は、三郷市の環境、地球の環境がどのような状態にあるのか、どう守っていけばよいかなどの課題を明確にしてくれる。

また、市民一人ひとりが、環境を基調としたライフスタイルへと転換しつつ、環境の保全と創造に取り組んでいく必要がある。

三郷市は、水と緑を大切にした環境にやさしいまちづくりを進め、人にも企業にも選ばれる魅力的なまちの実現をめざす。

（2）市民・事業者・市の役割

三郷市が有する豊かな水と緑を守り、育て、未来の市民へ継承するため、市民・事業者・市の三者が協働しながら、それぞれの責任と役割分担のもとで、各種取り組みの実施を図るものである。

① 市民の役割

市民は、市や地球規模の環境の保全と創造を担う大きな役割を持つことを理解し、ごみの減量やリサイクル、省エネルギーなど日常生活における環境保全行動を実践し、環境に負荷を与えない生活様式へと転換していくこと。

また、将来の環境像の達成に向けて、市や事業者と協働して、環境の保全と創造に努めるとともに、地域の取り組みや市の施策へ積極的に参加・協力すること。

② 事業者の役割

事業者は、事業の構想、計画、実施、製造、流通、販売、通信、消費、廃棄等に至るあらゆる段階において、公害の防止、環境の保全や安全性を確保し、環境にやさしい商品の開発や環境保全技術の向上に努めること。

また、将来の環境像の達成に向けて、市や市民と協働して環境の保全と創造に努めるとともに、地域活動や市の施策へ積極的に参加・協力すること。

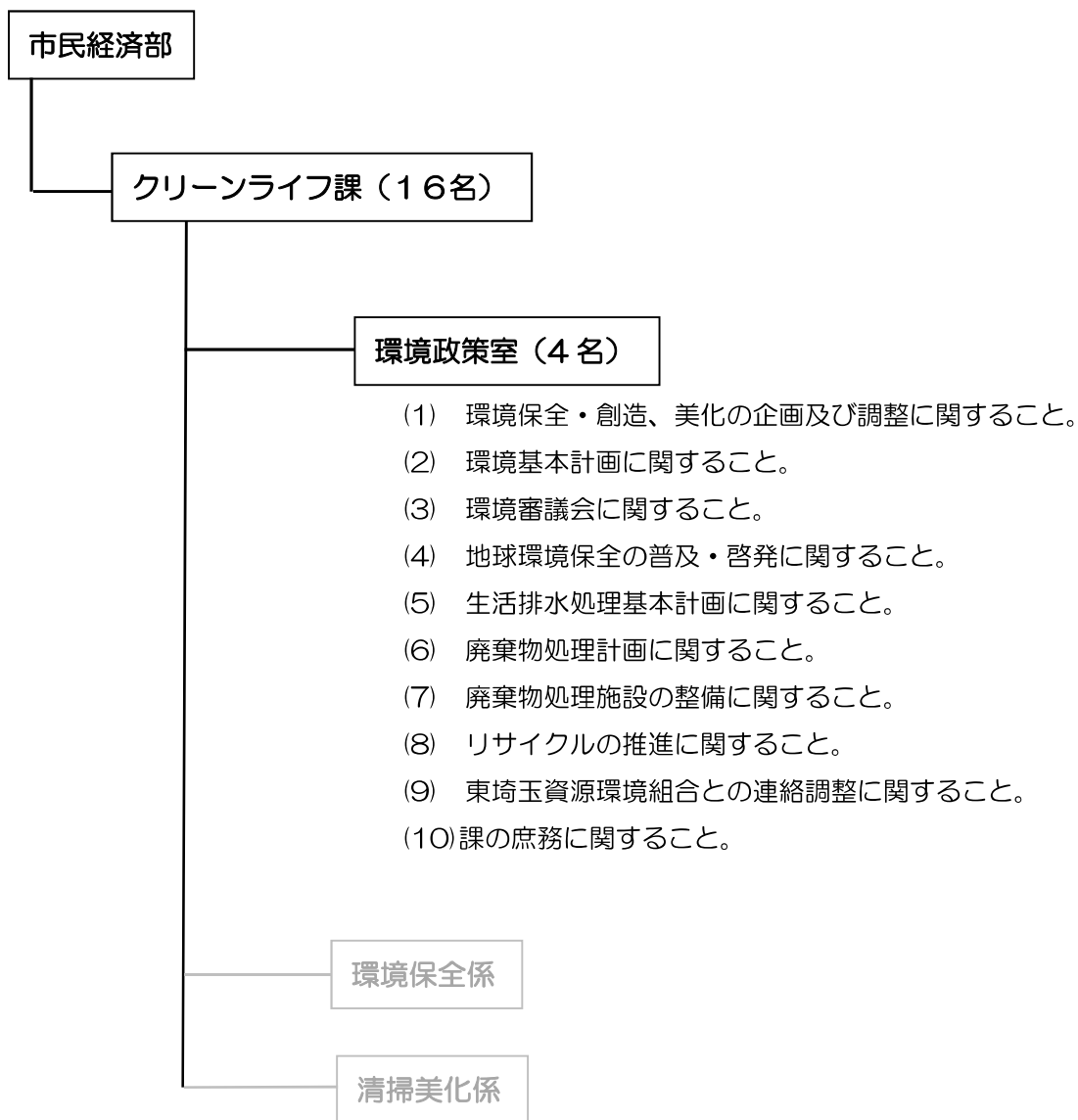
③ 市の役割

市は、「三郷市環境基本条例」及び「三郷市環境基本計画」に基づき、国や県、市民・事業者との協働によって、環境保全に向けての各施策を推進すること。なお、環境保全に関する指導や規制の強化を図るため、必要に応じて条例の制定について検討すること。

また、市民や事業者に対し、環境保全に関する情報提供、地域の環境保全活動の開催・運営を行い、市民や事業者が環境保全活動に参加できる体制を整備すること。

さらに、市自らが一つの事業者であることを認識し、市が実施する事務及び事象において率先した環境保全活動の取り組みを推進すること。

5 環境行政の体制 環境行政機構図（令和2年4月1日現在）



クリーンライフ課

環境政策室

環境保全係（5名）

- (1) 大気汚染、水質汚濁、地盤沈下等の公害の防止に関すること。
- (2) 騒音規制、振動規制及び悪臭防止に関すること。
- (3) 自動車振動の常時監視に関すること。
- (4) 騒音に係る環境基準の地域類型の指定に関すること。
- (5) 専用水道の確認等に関すること。
- (6) あき地の環境保全(廃棄物に関するものを除く。)に関すること。
- (7) ねずみ族及び衛生害虫の駆除に関すること。
- (8) 犬の登録及び狂犬病予防に関すること。
- (9) 動物(鳥獣を含む。)の飼養及び収容の許可等に関すること。
- (10) 有害鳥獣の駆除に係る野生鳥獣の捕獲等の許可に関すること。
- (11) 土砂のたい積の規制に関すること。
- (12) アイドリング・ストップの実施に関すること。
- (13) ラブホテルの建築規制に関すること。
- (14) 墓地等の経営等の許可に関すること。
- (15) 生活雑排水対策に関すること。
- (16) 放射能濃度測定に関すること。

清掃美化係（6名）

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- (2) 廃棄物の減量及び資源化に関すること。
- (3) 不燃物処理場及び最終処分場の維持管理に関すること。
- (4) 不法投棄に関すること。
- (5) 廃棄物についての苦情及び相談に関すること。
- (6) ごみ集積所設置に関すること。
- (7) 集団資源回収に関すること。
- (8) し尿汲取に関すること。
- (9) 浄化槽に関すること。
- (10) 犬猫等の動物死体処理に関すること。
- (11) 野外焼却に関すること。



第1章 環境に関する主な取り組み



環境ポスターコンクール 三郷市議会議長賞 幸房小学校 吉田 昊太郎 さん

第1章 環境に関する主な取り組み

令和2年度実施予定であった以下の事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点により中止となった。

	事業名	内容
1	第40回江戸川クリーン大作戦	河川美化活動の一環として、江戸川沿川の住民、各種団体、自治体が協働し、河川敷のごみ拾いを行う。
2	第15回第二大場川浮遊ゴミ等回収大作戦	河川美化活動の一環として、第二大場川沿川の住民、各種団体・企業、市が協働し、河川の浮遊ごみの回収や周辺のごみ拾いを行う。
3	原風景、きらりとひかるホタル再生事業	きれいな川を取り戻すために、自然環境の大切さや、市内を流れる河川に親しみをもってもらおう契機とするホタル観賞会を行う。
4	環境フェスタみさと2020	身近な環境に配慮した取り組みから地球規模で課題となっている環境問題について楽しく学ぶことができるイベント。
5	夏休み親子環境教室	夏休みに親子で楽しみながら環境保全の大切さを学ぶきっかけ作りのために環境関連施設の見学を行う。
6	環境学習出前講座	環境にやさしい行動や選択ができる人づくりのためにクリーンライフ課職員が市内小学校で環境保全についての講座を行う。

7 三郷市地球温暖化対策実行計画の推進

地球温暖化問題は、人類の生存基盤にかかわるもっとも重要な問題である。地球温暖化の進行に伴い、人類の生活環境や生物の生息環境に広範で深刻な影響が生じる恐れがある。平成17年2月に京都議定書が発効されたことを受けて、市では、地球温暖化対策の推進を図ることを目的に「三郷市地球温暖化対策実行計画（平成19年3月）」を策定し、平成24年12月に2次計画へ改定した。また平成29年2月には3次計画に改定し、令和3年3月には4次計画に改定した。

本計画は、市が一事業者として、自らの事務・事業により排出する温室効果ガス排出量の削減に向けて、さまざまな取組みを実施していくものである。

温室効果ガスとは、太陽の光により暖められた地表からの赤外線を吸収する性質を持つ気体のことで、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などがある。

■ 計画の概要

目的	事務・事業の実施に伴い排出する温室効果ガスを削減することにより、地球温暖化対策の推進を図る。
計画期間	平成29年度から令和2年度までの4年間
計画の対象範囲	市が実施するすべての事務・事業とその施設
対象となる温室効果ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン
削減目標	温室効果ガス年間排出量を、令和2年度までに平成25年度を基準として10%削減する。
基本方針	○法律に基づき、地球温暖化対策を推進する。 地球温暖化対策推進法、省エネルギー法を順守し、グリーン購入法への対応にも率先して努める。 ○職員一人ひとりの着実な環境配慮行動を促す。 職員一人ひとりの環境に対する意識を啓発し、日々の事務・事業における具体的な環境配慮行動の定着を目指す。 ○他事業者の模範となるグリーンオフィスを目指す。 本計画を着実に実行し、取組みの成果を公表することで、市内の事業所などに対して模範を示し、地域における地球温暖化対策の普及を促す。

■温室効果ガスの活動別排出量

ガス	項目		年間温室効果ガス排出量（t - CO ₂ ）			
			H25年度 （2013年度）	H30年度 （2018年度）	R1年度 （2019年度）	R2年度 （2020年度）
CO ₂	燃 料 の 使 用	ガソリン	202	201	196	165
		灯油	753	689	662	682
		軽油	62	69	84	60
		A重油	793	771	713	690
		LPG	119	57	74	55
		都市ガス	232	432	510	640
		CNG	5	4	2	1
		電気	7,511	7,201	6,729	6,692
CH ₄	燃料の使用		5	7	7	5
	自動車の走行		0	0	0	0
	排水処理		70	36	36	13
N ₂ O	燃料の使用		1	1	1	1
	自動車の走行		5	5	5	3
	排水処理		32	17	17	6
HFC	カーエアコン		2	2	2	2
合計			9,792	9,312	9,040	9,016

※ 項目ごとに小数点以下を丸めた値を掲載しているため、積算後に小数点以下を丸めている合計値と値が合わないことがあります。



8 みさと緑のカーテン事業

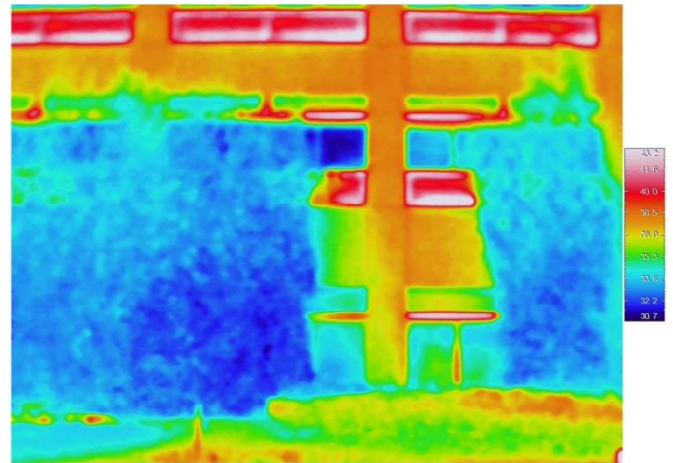
みさと緑のカーテン事業は、身近な地球温暖化対策・省エネ対策として、市内の公共施設をはじめ個人・町会・事業所への普及・啓発を目的に実施している。

令和2年度は、ゴーヤ苗約 1,100 本を有料配布し、約 1,700 本を無料配布した。
また、普及・啓発、育成支援のため、コンテストの実施やガイドブックを無料で配布した。

緑のカーテンとは？

緑のカーテンの効果としては、日よけとして優れているだけでなく植物の蒸散作用によって適度な湿度を発するため、実際の気温よりも心地よく感じることができ、それにより冷房などの電気使用量を抑制することができるものである。

また、実の収穫も楽しむことができ、個人でも身近な緑化で楽しく地球温暖化対策に取り組むことができる優れた環境事業である。



サーモカメラ（表面温度の違いを色で表すカメラ）で市役所の緑のカーテンを撮影。表面温度は最大で約13度も温度差があった。



ガイドブックでは図解で緑のカーテンづくりを解説している。

9 太陽光発電システム等導入促進補助事業

平成23年度から、市民の住宅への省エネ設備の導入を促進することにより、地球温暖化問題への対策として、①太陽光発電システム（新築：補助上限3万円、既築：補助上限8万円）②エネファーム：補助上限4万円 ③エコジョーズ、エコフィール、エコキュート、LED照明：補助上限各1万円 ④蓄電システム：補助上限5万円の補助を行っている。※補助上限：①～④の合計12万円。

年度別・補助申請台数及び補助金額

区分/年度	H28	H29	R30	R1	R2	単位
①太陽光 新築	31	14	14	14	10	セット
既築	71	64	66	53	33	セット
②エネファーム	20	16	27	18	28	台
③エコジョーズ	3	1	1	4	2	台
エコフィール	0	0	0	0	0	台
エコキュート	47	28	45	39	23	台
LED照明	44	11	18	20	8	戸
④蓄電システム					8	戸
補助金額	8,000	6,476	7,250	5,744	5,539	千円

※補助対象の申請が複数の場合もあるため、①～④の申請件数の合計は、全体の申請件数とは異なる場合があります。

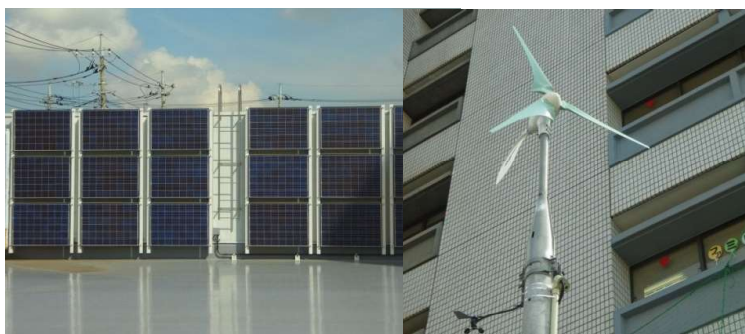
10 庁舎太陽光・風力発電システム設置事業

平成23年度に、埼玉県地域グリーンニューディール基金を活用し、太陽光・風力発電システムを市役所に設置することで、クリーンエネルギーの普及啓発を行っている。

年度別・発電状況（単位：KWh）

区分/年度	H28	H29	R30	R1	R2
太陽光発電システム	2,453	2,490	2,430	2,389	2,488
風力発電システム	121	79	59	26	46

※令和元年について、点検のため稼働期間が例年より短くなり、発電量が減。



写真：三郷市役所本庁舎太陽光・風力発電システム

11 電気自動車急速充電スタンド設置事業

平成24年度の市制施行40周年を記念し、埼玉県地域グリーンニューディール基金を活用して市役所南側市民駐車場に、電気自動車急速充電スタンド(44kw)を設置。



12 その他

(1) 三郷市環境保全協力会

本会は、環境問題等を円滑に処理して市の環境保全行政に積極的に協力し、もって住みよい街づくりに寄与することを目的としており、市内の71の工場・事業所が加盟している。

令和2年10月16日に気象予報士・防災士 平井 信行氏を講師として、「近年の気象災害とその対策～防災・気象情報の読解力を養う～」の講習会（参加会員13名）を行った。



(2) 大場川浮上ゴミをなくす会

本会は、川岸のごみ清掃にとどまらず、ボートを使用して川に浮くごみを広範囲にわたって回収するという地道な活動を長く続けることによって、昔の大場川の姿を取り戻せるよう会員が気持ちを一つにして誠心誠意の活動を行っている。近年では、活動が地域住民に広く認知され、ごみのポイ捨てが少なくなるなど、住民の環境意識の高まりにも貢献している団体である。

【主な活動内容】

○定期的な大場川清掃（毎月1回、ボートで大場川の浮上ごみの収集や、両岸のごみ収集とバス停留所3か所の清掃）

○環境フェスタみさとへの参加 など

発会：平成8年8月23日

代表：吉川 祐二 会員数：23名



(3) 三郷の川をきれいにする会

本会は、三郷市内のすべての川や水路に一年を通して水が流れ込み、川に棲む魚や生きものの姿が見えるような豊かな清流を取り戻し、河川周辺の花や樹木、昆虫を含めた生態系と自然環境の維持のため、川の守り人として活動を行っている。

【主な活動内容】

○定期的な第二大場川清掃

○市事業への協力

発会：平成22年7月

代表：石津 武美 会員数：13名



(4) 江戸川を守る会三郷支部

江戸川を守る会は、「江戸川の清流を取り戻そう」と創始者である市川学園の故古賀米吉氏が、近隣住民や江戸川沿岸の6市町に呼びかけ、昭和39年に結成された。

以来、本会の趣旨に賛同した流域自治体が順次加入し、現在は9市1区3町の13自治体に支部を置き、流域住民並びに関係機関と連携して、郷土の河川愛護の啓発を図っている。

【主な活動】

- 定期的な江戸川の監視及び巡回
- 市事業への協力

